

平成27年労第13号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、アテンド業務の一員として勤務していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、会社Cセンターのコンピュータールームにおいて、同僚の男性と2名で夜間巡回作業中に、同男性から胸を触られるなどの暴行・強制わいせつの被害を受け、また、そのことを警察へ連絡したことが原因で自宅待機を命じられるなどの二次的ハラスメントを受けたとしている。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Dクリニックに受診し「急性ストレス反応」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害について、E医師は、平成○年○月○日付け意見書において、請求人の症状から傷病名をICD-10診断ガイドラインの「F43 重度ストレス反応」としているものの、発病時期に関しては、言及していない。これに対し、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成○年○月○日労働基準監督署受付の意見書において、要旨、請求人の症状の推移から、平成○年○月下旬頃にICD-10診断ガイドラインの「F4 神経症性障害」を発病した、との意見を述べている。当審査会としては、請求人が主張する同年○月○日の出来事後における請求人の症状の様態からみて、専門部会の所見は妥当であると思料するものであり、同月下旬頃にICD-10診断ガイドラインの「F4 神経症性障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間における業務による出来事についてみると、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」に該当する出来事及び恒常的な長時

間労働は認められない。

「特別な出来事以外の出来事」についてみると、請求人は、発病前6か月間に心理的負荷となった出来事として、平成〇年〇月〇日の夜間巡回中のFによるセクシュアルハラスメント（以下「セクハラ」という。）行為（請求人は強制わいせつ行為と主張）（以下「Fとのトラブル」という。）及び当該トラブルについて警察に通報したことに対する会社（上司）の不誠実な対応（自宅待機命令及び休業手当不払い等）を挙げている。

そこで、これらの出来事についてみると、請求人が主張するFとのトラブルの発生とその後の会社の対応については関連しており、一連の出来事として捉えることも可能であるが、心理的負荷を受けたとする態様が別々であることから、それぞれの出来事についてみると、次のとおりである。

ア Fとのトラブルについて

請求人は、平成〇年〇月〇日にFと2人で夜間巡回の業務を行っていた午後11時15分頃、請求人が所持していたPHSで外部に連絡しようとしたところ、Fが請求人からPHS取り上げ、その際に請求人の両手を握るとともに、左胸をつかまれた旨主張している。

当該主張について、Fは、平成〇年〇月〇日付け聴取書において、要旨、「〇階のコロケーションルームに入る前室で、請求人に対し、叱咤激励の意味で少し強めに『もう少し、仕事に集中したら』と言ったところ、その声にびっくりして請求人は後ろに下がり、その際PHSを落とした。その後、請求人は、PHSでどこかに連絡し、ウエストバッグの中からスタンガンを取り出し、私の方に向け、何か叫びながら後ずさりして部屋を出て行った。」と述べている。

両者の申述には大きな隔たりがあり、事実関係は不明であるが、Fが請求人に対して大きな声で業務に関して注意したこと及び請求人からPHSを取り上げようとしたという状況については、請求人も認めている。一方、請求人が提出した監視カメラの映像によっても、Fが請求人の左胸をつかんだとする状況は確認することができず、請求人に対してセクハラ行為等があったとは認め難い。

請求人がFとのトラブルを警察に通報するに至った経緯について、会社勤労部作成の「G警察署御中」と題する報告書では、Fとのトラブルがあった

後、「請求人は『このままだと証拠がなくなる。110番していいか』とHに言ってきた。Hは『警察に電話してどうしたいのか』と請求人に聞いたところ、請求人は『損害賠償請求をしたいので、警察に被害届を出したい。』と答え、自分の携帯で警察に電話をした。警察官が来て、Fと請求人の両者から話を聞いたが、平行線であった。」旨が記載されている。

なお、請求人は、シフト編成担当者のIに対し、Fと2人組にならないよう依頼していたことが認められるが、Fと請求人との間において、過去にセクハラ行為などのトラブルがあったか否かについては、資料が無く不明である。

当該出来事を認定基準別表1の具体的出来事に当てはめると、決定書理由第2の2の(2)のイの(ウ)に説示するとおり、「同僚とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度はⅡ）に該当すると思料されるが、当審査会としては、Fによるセクハラ行為や暴行があったと認めることはできず、むしろFが業務上の指導を行おうとしたところ、請求人が感情的に反応したと推認することが妥当であると考えることから、心理的負荷の強度を判断する具体例に照らすと、「弱」とであると判断する。

イ 当該出来事に対する会社（上司）の不誠実な対応（自宅待機命令及び休業手当不払い等）について

請求人は、上記出来事及びそれ以降の会社による理由なき自宅待機命令及び休業手当不払い等の不誠実な対応により、本件疾病を発病した旨主張している。

会社は、平成〇年〇月〇日、警察への通報等が顧客（J）も知ることとなったことから、顧客の意向を汲んで、請求人及びFの両者に対し、自宅待機命令を出したことが認められるが、同時に請求人に対し、次の業務について、Kでの業務を想定している旨を伝えていることが認められる。

会社が、顧客の意向を汲んで、これ以上のトラブルに発展しないようにするための当面の措置として、両者に対して自宅待機を命じたのはやむを得ない面があったと認められる。もっとも、請求人にとっては、自分は何ら悪くないとの思いがあるにもかかわらず、自宅待機を命じられたことが精神的にショックであったという可能性は否定できないところである。

当該出来事を認定基準別表1の具体的出来事に当てはめると、請求人の思

いとは異なり、外見上は責任を取らされた形であることから、決定書理由第2の2の(2)のイの(エ)に説示するとおり、「会社で起きた事故、事件について、責任を問われた」(平均的な心理的負荷の強度はⅡ)を類推適用することとし、その心理的負荷の総合評価は、上述のような喧嘩両成敗的な会社側の措置に対する請求人の不満な思い、及び精神的なショック等を考慮すると、「中」とすることが妥当であると判断する。

ウ 関連する複数の出来事の全体評価について

上記アとイは、上述したように関連して生じているものであり、イをアの出来事後の状況として捉えたとしても、その心理的負荷の全体評価は「中」とであると判断する。

(4) 以上のことから、請求人の業務による心理的負荷の総合評価は「強」には至らないことから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

(5) なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、主張の中には専門部会に対する批判など業務による心理的負荷とは関係ない事項や発病後の出来事についての事柄も多く含まれており、上記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。